長与町農業委員会会議録

平成２８年６月２７日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年６月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年６月２７日（月）　　９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　水谷　勉	１１番　柿本　正博
	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代
	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　８番　柳原　厚志　　９番　山本　純博

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地法第３５条第１項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について

第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	森　省二
課長補佐	村田　佳美
農政農地係主任	中山　高宏

事務局　おはようございます。定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告いたします。平成２８年６月の総会開催あたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、「１６人」本日は全員の出席であることを、報告致します。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　おはようございます。

それでは、平成２８年６月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。８番、柳原厚志委員、９番、山本純博委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第５条の規定による許可申請について２件、第２号議案農用地利用集積計画が２件、第３号議案として、農地法第３５条第１項の規定に基づく、農地中間管理機構への通知について、また、報告事項では、農地法第５条の届出が７件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第５条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開き下さい。整理番号４、農地法第５条第１項申請地は５筆です。長与町岡郷（地番）、畑、２６０㎡、（地番）、畑と記載しておりますが、田の１，６７６㎡になりますので訂正をお願いします。次に（地番）、畑、１２７㎡、岡郷（地番）、畑、９６３㎡、（地番）、３９７㎡、合計面積３，４２３㎡で農地区分は、農用地区域外の５筆です。申請者は、譲渡人が、大阪府大阪市西区北堀江（地番）、（氏名）さん。譲受人が、時津町浜田郷（地番）、（会社名）代表取締役（氏名）さんです。申請目的は、事務所用地、車両及び資材置場で、売買による所有権移転です。施設の概要は、事務所、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建てで、建築面積は２６㎡です。そして、作業用４ｔトラック２台と２ｔトラック２台、普通車両４台、軽車両１２台のスペース。そして、建築資材の型枠、足場材を置くスペースとして４００㎥、その他、車両等通路部分として８１７㎡になっております。譲受人は、土木、建築工事業を営んでいて、受注増加のために、車両と資材を増やす必要が生じ、その置場を新たに確保するために申請地を購入するものです。本件については、町開発指導要綱に基づく関係課との事前協議は終了しております。事務所の水道接続については、上部国道の給水管と接続し、汚水排水については、簡易トイレを使用、また、雑排水については合併浄化槽を設置して水路へ放流するものです。申請地の整地にあたっては、土留め工事と法面保護を行い、工事中は防護柵を設け、周囲に粉塵等の悪影響を及ぼさないように対応。また、申請地は全て平成２８年４月２６日付長与農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域の除外済みであります。都市計画区域外、一般区域になります。なお、立地基準は２種農地、一般基準については書類と現地での確認上、問題はございませんでした。

２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。岡郷の国道２０７号線沿いで、図

面のとおり（店舗名）のほうに下ったところで、（店舗名）と接した海岸沿いの北側の５筆になります。以上、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　行政書士の方と、農業委員会の方と現地調査を１９日に行いました。今、説明がありましたように先々月、農用地除外をされておりますので転用については問題ないと思います。隣に（店舗名）がありますが、資材置場の（店舗名）さんから景観を損なわないように粉塵、騒音に充分注意をされて着工をされて下さいという申し出があったということを業者の方が言われておりましたので農業委員会としては、充分注意をはらっていただきたいと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　　前回、農用地除外の時にも話をしましたが、この農地は元々地元の方の所有であり、（譲渡人）さんが新規就農で購入され、次に資材置場にされるということで、法的には問題はないのですが、時間が経つと転売され宅地化される可能性がでてくる。そういうのは長与町土地開発指導要綱にのっとっていくのですが、悪い表現ですが土地転がしが増えないように農業委員会として経過措置に注意をしてほしいと思います。備考欄に記載されているのは、行政が全て協議をされた後なのでしょうから、それ事態問題はないと思いますが、農業委員会として本来の農業振興を全体的なバランスを考えながら進めていくべきだと思います。以上です。

議　長　　他にありませんか。
５番、白﨑委員。

５　番　　只今、水谷委員からお話しがありましたが、私も同じような意見です。水田・畑の条件の良い場所を最初は新規就農という形で購入をした経過がありますが、今、言われるように将来的に土地転がしの要素があるのではないかと懸念しますので、そういった事がないように農業委員会でしっかり注視していく必要があると思います。これが承認されると農業委員会からの指導はできないのでしょうか。

議　長　　事務局から説明をお願いします。

事務局　　農地法による農地転用の方法としては、現在農業振興地域の除外も終わっておりますし、転用の条件が満たされていれば県へ進達し許可があれば農業委員会で許可しないということはできません。許可をした後に資材置場ができる前に別のものができていた場合は、中止や計画の変更をしていただく指導は可能です。申請者の方に書面で注意の文章を送る等、別の方向で指導をしていくことはできると思います。

事務局　　只今の事務局の説明についてご質問ございませんか。
　１６番、柿本委員。

１６番　　資料にも書いてありますが転用を許可することの確実性があるということで申請があがってきているので、問題ないだろうということで今、言われているのは事後ですよね。転用許可を申請されたあとに転用されていない場所があると思いますが、それも今の関連付けで、どうするのかということを、農業委員会の中で追跡調査をするのか、そのままにしておくのか、許可の取り消しをしていくのか、その辺りの今後の話をされた方が良いのではないかと思います。別件で立ち会いの時に３，０００㎡を越える農地について、農地法の改正があったということで事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

議　長　　事務局の方から説明をお願いします。

事務局　　４月１日の農地転用に関する法改正ですが、概要を申しますと３，０００㎡以下の案件については、これまでは、市町での進達許可を得た後に、更に各市町の一部の農業委員会会長が出席する常任会議にかけられた後、県が許可をしておりました。改正後は常任会議にかけないで市町が直接、県に進達して県が許可をする形になっております。ただし３，０００㎡以上または、特に検討が必要な案件については、従来通り常任会議が意見を付けて、市町の意見と合せて県が許可をするかどうかを決めるというような形になっております。本件は、これに該当しておりますので翌月に事務局で県の農業会議に出席しまして説明をすることになります。以上です。

議　長　　事務局から説明が終わりましたが、説明の中で県の常任会議という名称が出てきました。常任会議というのは、農業委員会会長で組織されており、長与町、時津町、西海市等が同じグループです。現在、長崎市と西海市から常任会議の委員さんとして出ておられます。

私が、こういうことを言うのはどうかと思うのですが、現地を知っている方が何人おられるか、図面と照らし合わせてみて、皆さんから何の意見もでないのがおかしいのではないかと思います。皆さんが書類だけで了解とすれば、それで良いのですが、もう少し考えなければいけないのではないかと思います。
他に、ご意見、質問ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　ご意見、ご質問が無いようですので、私から事務局へ何件か意見がでましたが、これをよく考慮し、農業委員会の力が及ぶところは、意見として違反転用があった場合は必ず元のように戻しなさいというような心構えを持っていてほしい。
他に、ご意見、質問ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。この農地法５条の許可申請を進達することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しということですので、県に進達することに決定いたしました。続いて、２件目について説明をお願いします。

事務局　次に、議案書の３ページをお開き下さい。整理番号５、農地法第５条第１項、申請地が、長与町丸田郷（地番）、畑、１４５㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、使用貸人が、長与町まなび野（地番）、（氏名）さん。使用借人も同じ番地で、（氏名）さん。申請目的は、住宅用地で使用貸借権の設定で権利の存続期間が３５年となっています。施設の概要は、木造スレート葺２階建、建築面積は４６．６４㎡です。申請両者については、夫婦関係です。現在、借家住まいのため、申請地にご自身の居宅を建築するものです。雨水は溜枡より既存の側溝に流し、汚水については、前面道路の既設下水道に接続するとしております。申請地の周囲には農地は存在せず、日照等、悪影響を与えることもないと考えます。都市計画区域外、一般区域になります。なお、立地基準は３種農地、一般基準については書類

と現地での確認上、問題はございませんでした。
４ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。〇〇アパートからさらに上りますと、（施設名）、（施設名）がありますが、そこから、さらに約４０ｍ上った三叉路の道上、左角が申請地の（地番）になります。以上、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。
１３番、上杉委員。

１３番　１７日に立会を致しました。記載の通り周囲は町道と（使用貸人）の実家です。（使用貸人）のお父様は、２年ほど前から農業はされておらず、先日お亡くなりになりました。（使用貸人）さんがお隣に来られたということで私たちは、力強く思っています。記載の通り雨水は既設の側溝がすぐあります。下水についても既設下水道にすぐ接続できます。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。この農地法５条の許可申請を進達することにいてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しということですので、県に進達することに決定いたしました。
続いて、第２号議案、農用地利用集積計画の利用権設定に入る訳ですが、その前に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇番、〇〇委員におかれては、一旦、退席をお願いします。

（退席後）

議　長　それでは、事務局から説明をして下さい。

事務局　それでは第２号議案に入りますが、１ページから４ページの例月、規定、集計表等については、省略させていただきます。

では、議案書の５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長崎市新戸町（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。長与町本川内郷（地番）、田、１，５７５㎡と同じく（地番）、田、１，３４１㎡です。利用権の種類は、２筆とも使用貸借権で、具体的な作物は果樹です。平成２８年７月１日から３８年６月３０日までの１０年間です。継続です。

設定場所を申し上げます。７ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の○○バス停付近の（店舗名）さんのところから左折し、町道へ入りまして、手前の川沿いからも行けますが、ＪＲの踏切手前から図面のとおり、約２００m行った付近の（地番）と（地番）になります。これで説明を終わります。

議　長　地区担当委員さんからは、ありませんか。

【補足説明無し】

議　長　ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。退席されていた○○委員の入室を、事務局から伝えて下さい。

（○○委員着席後）

議　長　　○○委員に申し上げますが、申請があった利用権設定は、全員一致で許可することに決定されたことを報告いたします。それでは次の利用権設定について説明をお願いします。

事務局　　次に８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。長与町三根郷（地番）、畑、１，０１４㎡の内４０１㎡と三根郷（地番）、田、７０９㎡の２筆です。利用権の種類は、２筆とも使用貸借権で、具体的な作物は野菜です。平成２８年７月１日から３３年６月３０日までの５年間です。新規になります。

設定場所を申し上げます。１０ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の○○交差点から、主要地方道東長崎長与線を○○方面へ約７５ｍ行った左側の（地番）になります。また、○○交差点から約３２０ｍ行った右側の（地番）になります。図面から見ますと方向が逆になります。説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんからは、ありませんか。

８番、柳原委員。

８　番　　貸主の（氏名）さんは、１０年ほど前にご主人を亡くされてからも野菜や花などを耕作されていましたが、高齢で体調も悪いということから（借主）さんにお願いされ耕作していただくようになりました。（借主）さんも４月の委員会で水稲を３反５畝位借りるようにされていて、今まで農業は、あまりされておりませんでしたが、最近農業の方を頑張ってされておられますので大丈夫だと思います。以上です。

議　長　　他の委員さんからご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、第３号議案、第３５条第１項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは次の第３号議案につきましては、村田課長補佐より説明いたします。

事務局　　第３号議案の資料としてカラー刷りの一枚の資料をお手元に準備をお願いいたします。３号議案に入る前に改正農地法における遊休農地対策の流れということで簡単にご説明いたします。まず、昨年の９月に利用状況調査を行いＡ分類と判定された農地、２号遊休農地になる恐れがある農地につきましては、今年の３月に土地の所有者さんへ利用意向調査をかけております。その結果、農地中間管理事業の利用を希望する意思の表明があった農地につきまして、農業委員会で審議後、農地中間管理機構へその旨を通知します。その通知をしたことにより農地中間管理機構が、対象農地をどなたかに貸したい、ということがあれば協議を申しいれます。また、借り受け希望が無かった農地については、所有者と農業委員会へ借り受け希望が無かった旨を通知します。その後は農業委員会の方で斡旋その他の利用関係の調整をするようになっています。

３号議案の１ページを見て頂きたいのですが、平成２７年の調査において、田が７筆で５，１２８㎡、畑が１４５筆の１３５，４３５㎡、合計１５２筆、１４０，５６３㎡、７３名分の農地につきまして農地中間管理事業の利用を希望する意思表明がありました。この農地を農地中間管理機構へ通知し結果を待つようになります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

５番、白﨑委員。

５　番　　農地中間管理機構を使った農地の利用対策ということで農協も遊休地を利用した農地の基盤整備につきましては、積極的に取り入れていこうと考えております。既に西海市の西彼地区につきましては、荒廃地をまとめて１６町分のみかん団地を作ろうということで組織をつくっております。第２弾が小迎地区に１０町程度ですが、みかんの団地を作ろうということで地権者、担い手との話し合いも進めております。既にできている西海市の丸田地区は野菜団地ですが、６０町ほどあり産地化ができており、その後もう一か所、６０町の野菜団地を作ろうといった話し合いを進めております。農協もこれに加わる方向性で進んでおります。長与町についても今のままでは、高齢化等により荒廃化してしまうということで、先日、柑橘部会長と前の部会長も含め、この事業を進めていこうという話しがありますので、町と農協で全面的に団地化をしていきたいと考ええております。そういった方向で進めていければと思っております。各地域、高齢化により担い手も減っておりますが、みかん産地を維持し

ようということで農業委員会としてもご協力を頂ければと思います。以上です。

議　長　　大変貴重なご意見をありがとうございます。白﨑委員のご意見に私の方から一言だけ付け加えさせていただきます。国の事業で西海市等が進められているお話しをしていただきました。５月末に国会陳情に県の会長全員で行ってきました。農地関係の委員長へ国の事業を利用して基盤整備を行うには１０町という規定があり、長与町・諫早市多良見町は該当しない。１町位から該当をできないのかという質問をしたら、急傾斜地が多い場所はそうだろうということで今年は無理ですが、来年はそういったものの事業も考えてみようと言われておりました。もしかしたら、小さい事業でもできるかもしれません。今から先、頑張る方に関しては楽しみだと思います。以上です。

他に、ご意見ご質問はありませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　　今、白﨑委員さんから遊休農地を減らして団地化を農協の方で進めていくと言うお話がありましたが、大変良いお話しだと思います。柑橘栽培を目的としたお話しだと受け取ったのですが、野菜、水稲等は含まれていますか。遊休農地の周辺に優良農地がありますが、それも包含した団地化を考えておられますか。基盤整備した後に後継者の確保はできるのか。農協としては、その辺りはどのようなお考えをしておられるのかお尋ねです。

５　番　　今、進めている白崎団地もみかん園としておりますが、その中の２町位は野菜もあります。総合的な農業団地という形で進めていきたいと思います。野菜を耕作していきたいという方もいらっしゃいます。近隣には優秀な農家さんもおられるので、まとめていけたらという考えがあります。団地を作ってそこだけで耕作しても将来的な夢がないということで既に販売については別途、考えていこうと、会議には常務もみえられ、団地でできたみかんは、差別化的な販売を研究しております。問題は担い手で、土地はありますが、耕作をする者がいないというのが一番の課題で、小迎地区についてもそれが一番難しい課題で、西海市や大瀬戸等、地区を分けずに、若手で手をあげている方に関しては、やる気があれば担い手として確保を考えながら進めている状況です。以上です。

１０番　　先日、三角を視察する機会がありました。畑総で大型基盤整備なのですが、補助率は国が５割、県が３割、町が１割、本人が１割で、実質的に農業者負担なしでしております。もう一つが、荒廃園だけではなく既存園も含めてやっていこうという考えで、農家の方が、今のみかんの木を切り替えて綺麗にしていくという形をとられております。いろんな育成の補助がありますが、表向きは１割負担ですが、個人負担なしでＳＳ等も集団購入をされ、将来的には集団営農という形をとっていくということで、そういう時代になってきたのではないか

と思います。今、荒廃地ばかりを団地にしていっても、会長が言われたように１ｈａ位しかないので、既存園の再開発を考えていけば、かなりの可能性がでてくるのではないかと思います。山川地区も個人的に見に行きましたが、個人でされている方、経営事業でされている方いらっしゃいますが、そういう時代なのだろうと思います。長与町は、急傾斜地が多いので無理だろうと言われておりますが、三角半島の基盤整備は長与町の勾配どころではありません。そういった場所を実際見て頂ければと思います。山川も長与町より条件が悪いと思います。長与町は、岡、本川内がありますが本川内は緩い勾配ではないでしょうか。３段階位の基準もありますし、今度、農業委員で見に行き参考にしていただきたいと思います。以上です。

議　長　今、事務局から聞きましたが、山川地区は今度の農業委員会の視察地候補にしています。ということなので楽しみにされておいて下さい。
他にありませんか。

議　長　【意見・質問無し】

議　長　これからは、報告事項に移ります。事務局から報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。１ページから２ページまでは、同地区ですので、内容もまとめて先に申し上げます。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）、不動産業者です。譲受人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、会社員です。２.土地の所在等、高田南土地区画整理事業内の（街区番号）の一部で併用地の高田郷（地番）と合計して１６７㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年５月１７日。５.専決処分の日は平成２８年６月１日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年６月２７日長与町農業委員会事務局長森省二。
２ページをお開き下さい。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、不動産業者です。譲受人は、（氏名）さん、長崎市女の都（地番）、会社員です。２.土地の所在等、高田南土地区画整理事業内の（街区番号）の２１１㎡になります。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年５月３１日。５.専決処分の日は平成２８年６月１日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年６月２７日長与町農業委員会事務局長森省二。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　続けて、５条の報告になりますが、３件目から７件目までは、続けて報告して下さい。

事務局　　次に４ページをお開き下さい。４ページから８ページについても同地区でありますので、内容もまとめて先に申し上げます。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番)、農業です。譲受人は、（氏名）さん。長与町丸田郷（地番)、会社員です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号）の１６５㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年５月３１日。５.専決処分の日は平成２８年６月１日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年６月２７日長与町農業委員会事務局長森省二。

５ページをお開き下さい。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業者です。譲受人は、共有名義になります。（氏名）さん、教員、（氏名）さん、会社員、長与町三根郷（地番）です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、５０㎡と（街区番号)、１３４㎡の合計面積１８４㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年６月１４日。５.専決処分の日は平成２８年６月１７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年６月２７日長与町農業委員会事務局長森省二。

６ページをお開き下さい。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業者です。譲受人は、共有名義になります。（氏名）さん、（氏名)さん、長与町吉無田郷（地番)、お二人とも会社員です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、１７㎡と（街区番号)、６９㎡、（街区番号)、９３㎡の合計面積１７９㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年６月１４日。５.専決処分の日は平成２８年６月１７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年６月２７日長与町農業委員会事務局長森省二。

７ページをお開き下さい。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業者です。譲受人は、（氏名）さん、長崎市立岩町（地番)、会社員です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、１４３㎡と山林の（街区番号)、２７㎡を併せた合計面積１７０㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年６月１４日。５.専決処分の日は平成２８年６月１７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規

定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年６月２７日長与町農業委員会事務局長森省二。

８ページをお開き下さい。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業者です。譲受人は、共有名義になります。（氏名）さん、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)、お二人とも会社員です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、６１㎡と（街区番号)、１１０㎡の合計面積１７１㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年６月１４日。５.専決処分の日は平成２８年６月１７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年６月２７日長与町農業委員会事務局長森省二。

９ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　先程と同様に、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次に行事報告に移ります。特に、説明が必要であれば、報告して下さい。

【この後、平成２８年６月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会６月総会を閉会します。